

公益財団法人 情報通信学会

著作権規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）が発行する出版物に掲載される論文、論説その他の著作物の著作権の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本著作物 学会が発行する出版物に掲載される論文、論説その他の著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物をいう。第5条第3項第2号において同じ。）をいう。
- (2) 本著作者 本著作物の著作者（著作権法第2条第1項第2号に規定する著作者をいう。第6条において同じ。）をいう。
- (3) 本著作財産権 本著作物の著作財産権（著作権法第21条（複製権）、第22条（上演権及び演奏権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利をいう。第7条において同じ。）をいう。
- (4) 本著作者人格権 本著作物の著作者人格権（著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）に規定する権利をいう。）をいう。

(本著作財産権の帰属)

第3条 本著作財産権は、学会が本著作物の掲載を決定した時点をもって学会に譲渡されたものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する取扱いにより難い特別の事情がある場合には、本著作者は、その旨を学会に対し投稿時に書面で申し出るものとする。この場合における本著作財産権の取扱いについては、学会と本著作者とが協議して定めるものとする。
- 3 前項に規定する場合であっても、本著作者は、法令の規定及び同項の事情の下で可能な範囲において、学会に対し、本著作物の国内外における独占的な利用（複製、公開、

送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案並びに二次的著作物（著作権法第2条第1項第11号に規定する二次的著作物をいう。次条第2項及び第3項において同じ。）の利用のほか、有償であるか又は無償であるかを問わず、第三者に対する利用の許諾を含む。（以下同じ。）を無償で許諾するものとする。

（本著作者人格権の不行使）

第4条 本著作者は、学会及び学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。

2 前項の規定は、学会又は学会が本著作物の利用を許諾した第三者が本著作物を原著物とする二次的著作物を創作した場合にも、適用する。

3 学会は、本著作物を原著物とする二次的著作物を創作しようとし、又は第三者に本著作物の利用を許諾しようとする場合には、あらかじめ本著作者にその旨を通知するよう努める。

（本著作者による本著作物の利用）

第5条 本著作者は、本著作物を自ら利用し、又は第三者に利用を許諾する場合には、その利用の目的等学会が別に定める事項を記載した書面により学会に申請し、その許諾を得なければならない。

2 学会は、前項の申請に係る利用が学会の目的に反すると認める場合を除き、同項の申請を許諾するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、本著作者は、次に掲げる場合には、学会の許諾を得ることなく本著作物を利用することができる。

(1) 本著作者又は本著作者が所属する法人その他の団体のウェブサイト（機関リポジトリを含む。）において当該本著作物を掲載し、又は公開する場合

(2) 当該本著作物を自己の他の著作物の一部として利用する場合

（本著作者による保証等）

第6条 本著作者は、本著作物が第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権及びこれらの出願又は登録に関する権利その他一切の権利又は利益を侵害しないものであること、本著作物の投稿が二重投稿に当たるものではないこと並びに本著作物が過去に一切公表されたことがないものであることを学会に対し誓約するほか、本著作物が共同著作物（著作権法第2条第1項第12号に規定する共同著作物をいう。以下この条において同じ。）である場合にはその投稿を行うに当たり当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを学会に対し誓約する。

（二重譲渡の禁止）

第7条 本著作者は、学会以外の者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用の許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

（紛争解決）

第8条 本著作物に関し、第三者による権利若しくは利益の侵害又は第三者の権利若しくは利益の侵害に関する紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、本著作者が自らこれに対処するものとする。

（協議）

第9条 この規則に定めのない事項又はこの規則の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、本著作者及び学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

附 則 （平成26年3月20日第24回理事会議決）

この規則は、平成26年3月20日から施行する。

附 則 （平成28年3月1日第35回理事会議決）

この規則は、平成28年3月1日から施行する。